

著作権Q&A

竹内 亮

弁護士・弁理士(現代歌人協会会員)



ることなく利用することができると言われています。手紙(私信)や日記も「言語の著作物」に当たり、著作権法の適用を受けませんが、手紙(私信)や日記を「引用」することはできるでしょうか。結論からいってそれはできません。

Q 五年前に亡くなった歌人の伝記的な評論を執筆したいと思っています。その評論のなかで、歌人が生前に別の歌人に送った手紙(私信)の一部を載せたいと思っています。引用として、亡くなった歌人の遺族などの許諾を得ることなく掲載してよいでしょうか。

また、その歌人の日記を入手しましたが、日記の一部を「引用」することはできるでしょうか。

A 直接お会いしたことの無い先輩の歌人に歌集を呈して、歌の評の手紙をいただいたことがあります。その手紙がうれしいことですが、手紙に書かれていた評が手紙をくれた先輩歌人の歌について考えをよく表しているとも思いました。大作家の全集には「書簡」に数巻が充てられるものがあります。手紙(私信)は研究の上でも文学的にも価値があるものといえ、評論の中に使いたい場合も多くあります。

○引用は「公表」が必要

評論や研究の中で他者の短歌や文章(著作物)を掲載する場合「引用」として、著作権者の許諾を得

ることはできません。著作権法上、適法な引用ができるのは「公表された著作物」に限られるからです。「未公表」の著作物は引用できないのです。

したがって、出版されたりインターネットに掲載されたりしていない未公表の手紙(私信)や日記は、通常、著作権者(生前は筆者、亡くなった後は遺族)の許諾がないままに「引用」として掲載することはできません。

これは、少数の歌会に出した歌の場合と似ています。少数の歌会に出した歌について「未発表扱い」と言われることがあります。ここでいう未発表と著作権法上の未公表は似ていて、未発表扱いという前提で開催される少数の歌会に出された歌は多く手紙(私信)や日記と同じように「未公表」のもので、著作権法の認める引用ができないということになります。

また、未公表の著作物(作品や手紙、日記も含む)について、公表するかどうかは著作者自身が決

められるという権利が、「著作人格権」という著作権とは別の権利として認められています。その観点からも、著作者の許諾なく公表することはできないのです。ここで出てきた「著作人格権」についてはいづれ機会を改めて詳しく説明したいと思います。

○三島由紀夫の書簡事件

この問題が裁判になった例があります。ある作家が一九八三年に出版した自身の自伝の中で、三島由紀夫(一九七〇年没)との交際について述べるなかで、三島がその作家に送った未公表の手紙などを掲載しました。これについて、三島の遺族が出版の差止めなどを求めて提訴し、裁判所は、手紙が著作物に当たるとして、出版の差止めを認めました。

なお、手紙(私信)や日記を筆者の意に反して公表することは著作権を離れて「プライバシー権」の侵害になることがあります。その筆者が亡くなった後はプライバシー権は消滅すると考えられており、遺族によって著作権と人格的利益の問題として主張されることがあります。

○自分の言葉に直す方法も

質問に戻りましょう。評論や論文、伝記等における歌人の未公表の手紙(私信)や日記の掲載は、著作権法の認める「引用」の対象になりません。ですので、掲載に当たっては歌人の生前は歌人本人

から、その歌人が亡くなった後はその遺族から許諾を得る必要があるということになります。遺族についてはその範囲が法律で決まっています。やや複雑ですが、実際にはその一部の許諾を得ることで進めることが多いと思います。

ただし、著作権は作者の死後の翌年から七十年間で消滅し、遺族が行使できる権利も、著作者の孫までしか権利を行使できないため、亡くなって長期間が過ぎた歌人の手紙(私信)や日記については、未公表であったとしても多くは許諾なしで問題なく掲載することができそうです。たとえば、斎藤吉の未発見の手紙(私信)を発見したような場合は、問題なく書籍や論文に掲載することができると思われます。

また、ここまで手紙(私信)や日記のテキストをそのまま掲載する場合について説明しましたが、「こういう内容の手紙(私信)や日記があった」としてその内容を自分の言葉で説明する場合は、著作権法上の問題はありませ

前号からこの「著作権Q&A」が現代歌人協会のホームページに掲載されるようになりました。この機会に改めて引用など、短歌の世界で問題となる著作権の基礎知識を説明していきたいと思